

**静岡県公安委員会規程第7号**

自動車運転代行業の認定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月16日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

自動車運転代行業の認定等に関する規程の一部を改正する規程

自動車運転代行業の認定等に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

第 号  
年 月 日

認 定 に 関 す る 協 議 書

静 岡 県 知 事 殿

静 岡 県 公 安 委 員 会

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

第 号  
年 月 日

認定取消しに関する協議書

静岡県知事 殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり認定の取消しを行う予定があるので、同条第2項の規定に基づき協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号  
年 月 日

変更届出に関する通知書

静岡県知事 殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があったので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項の規定に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所

2 変更事項等

別紙（変更届出書の写し）のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

年 月 日

認 定 証 返 納 書

静 岡 県 公 安 委 員 会 殿

住 所  
氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり認定証  
を返納します。

1 返納事由

- (1) 自動車運転代行業の廃止
- (2) 認定の取消し
- (3) 認定証再交付後の亡失認定証の発見又は回復
- (4) 認定証の交付を受けた者が死亡
- (5) 認定証の交付を受けた法人が合併により消滅

2 返納事由の発生日

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

第 号  
年 月 日

認定証の返納に関する通知書

静岡県知事 殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、次のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項の規定に基づき通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所
- (5) 返納年月日

2 認定証を返納した理由

取扱者の氏名及び連絡先

様式第10号を次のように改める。



第 年 月 日  
号

指 示 に 関 す る 通 知 書

静 岡 県 知 事 殿

静 岡 県 公 安 委 員 会

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律  
第22条第1項 第25条第2項第1号 の規  
定により、次のとおり指示を行ったので通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認 定 年 月 日
- (2) 認 定 証 番 号
- (3) 氏 名 又 は 名 称
- (4) 住 所

2 指示事項等  
別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

指 示 年 月 日	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
その他参考事項	

(注) 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

様式第13号を次のように改める。

第 号  
年 月 日

営業停止命令に関する協議書

静岡県知事殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定により、次のとおり

営業停止命令を行う予定があるので、協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所

2 営業停止の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

命令年月日 (予定)	
営業停止命令 の内容	
営業停止命令 を行う理由	
その他参考事項	

(注) 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

第 号  
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

静岡県知事殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 の規定により、次のとおり  
第25条第2項第3号

営業停止命令を行う予定があるので、協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者
- 2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先

様式第16号（第10条関係）

## 誓 約 書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに

当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

静岡県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名



## 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の自動車運転代行業の認定等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている認定証返納書又は誓約書は、改正後の自動車運転代行業の認定等に関する規程の相当する様式により提出された認定証返納書又は誓約書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。